

訪問リハビリテーション運営規程

(運営管理)

第1条 医療法人社団泰正会 介護老人保健施設グレースケア市川が実施する、指定訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員、及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態、又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適切な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図る。

2 自立支援を促し、必要に応じて通所等の社会参加につなげ在宅生活の維持を図る

3 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスに努める。

(名称及び所在地)

第4条 訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人社団 泰正会 介護老人保健施設グレースケア市川

(2) 所在地 〒272-0801
千葉県市川市大町43-3

(従業員及び営業時間)

第5条 訪問リハビリテーションの従業員の職種、従業員数、及び職務内容は次のとおりとする。

理学療法士1人以上

作業療法士1人以上

言語聴覚士1人

医師の指示、及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持改善を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日、及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月・火・水・木・金・土曜日
但し、12月31日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
但し、サービス提供時間については考慮する。
- (3) 電話による連絡可能な体制とし、午前8時30分～午後5時30分までは、訪問リハビリテーション担当相談員、及び専従する従業員により対応する。

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリテーションの種類は次のとおりとする。

訪問リハビリテーション

- 2 訪問リハビリテーションは、事業所の医師の診察ならびに指示に基づき、居宅を訪問し基本動作能力、又は応用動作能力、社会適応能力の改善を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は、事業所より半径5km圏内の松戸市、市川市、鎌ヶ谷市これらの一部とする。

(利用料、その他の費用額)

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割、2割、又は3割の額とする。また、制度改正などにより利用料の変更があった場合には、それに準じて対応する。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者、又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業者と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 4 災害、その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。

- 5 利用者に病状の急変が生じた場合、又はその他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに関する利用料の支払いを受けた場合には、提供した訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行いたします。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後適時
- (2) 継続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じた時に随時
- 2 従業員は業務上知り得た利用者、又は身元引受人、及び家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者、又は身元引受人、及び家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団泰正会介護老人保健施設グレースケア市川が定めるものとする。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(施行)

第11条 この運営規程は、2024年1月1日から施行する。

<附 則>

制定 2009年4月1日

改定 2015年4月1日

改定 2016年10月1日
改定 2017年4月1日
改定 2018年8月13日
改定 2019年4月16日
改定 2019年10月1日
改定 2021年4月1日
改定 2021年8月1日
改定 2022年6月1日
改訂 2024年1月1日